



議案第五十九号

三朝町災害復旧事業費支給条例の一部改正について

次のとおり三朝町災害復旧事業費支給条例の一部を改正することについて、地方自治法

昭和二十二年法律第六十七号（第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十年七月三日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十年七月三日 三朝町議決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例

三朝町災害遺児手当支給条例（昭和四十七年三朝町条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表」を「別表第二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算し、昭和五十年四月一日から適用する。